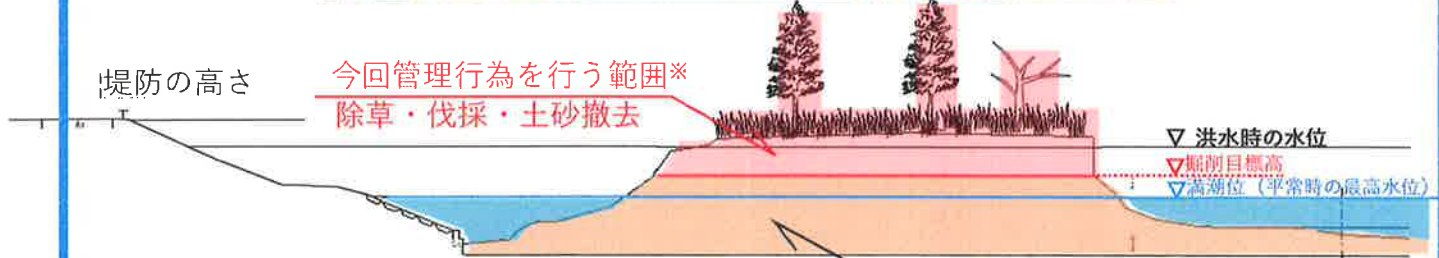


# 一宮川の河川掘削工事のお知らせ

平素は千葉県河川行政に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

一宮町宮原地先 二級河川一宮川 に残っている下記の私有地（1工区～3工区）について、改正民法に基づき管理行為（除草・伐採・土砂撤去）を行う予定としております。実施にあたっては地域の皆様のご理解とご協力をいただきたくお願い申し上げます。



※土地が水没しないよう、満潮位に30cm程度の余裕を見込み、それより上部を管理行為の範囲としています。

用地買収が完了した後に土砂撤去

## 1 管理行為の内容

上図の赤色の範囲の除草・伐採・土砂撤去を行います。  
なお、茶色の範囲は用地買収が完了した後に土砂撤去を行います。

## 2 管理行為の実施予定時期

令和5年度：1～2工区及び3工区の一部範囲  
令和6年度：3工区の子の範囲

※令和5年度は11月頃からの着手を予定してありますが、具体的な時期等については準備が整った後、改めて周知させていただきます。

令和6年度についても準備が整った後、改めて周知させていただきます。

## 3 問い合わせ先

〒297-0026 千葉県茂原市茂原1102-1  
千葉県一宮川改修事務所 復興第二課 高田・渡邊 0475-36-6710